

議会報告会
資料②

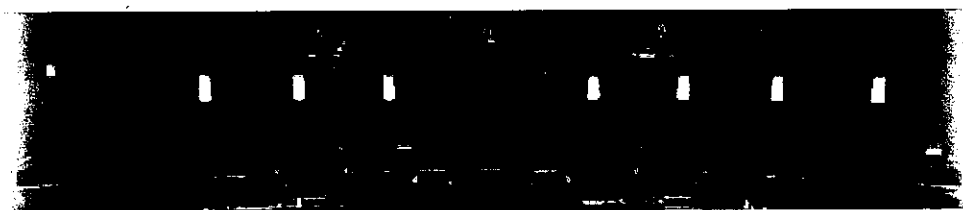
鈴鹿市議会

市政と市議会

私たち鈴鹿市を快適で住みよいまちにするためには、市民全員で市政のいろいろな問題を考え、話し合っていくことが住民自治の基本的な考え方です。

しかし、鈴鹿市民全員が1ヶ所に集まって話し合うことはとても無理なことです。そこで、市民の代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営を委ねています。

市議会は、市民を代表する議員の話し合いにより、市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかをチェックしたりする機関で「議決機関」または「意思決定機関」といい、市長は市議会の決定に基づき市政を進めることから「執行機関」といいます。両者はちょうど車の両輪のように、対等の立場に立ち、お互いに尊重し、議論をしながら市政の発展のために努めています。



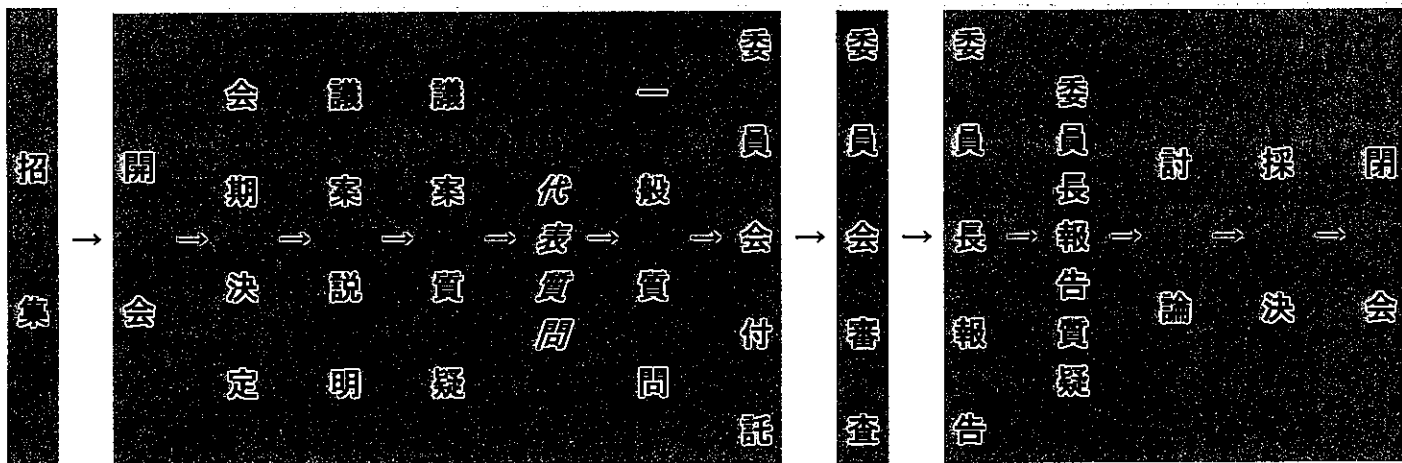
会議とその運営

市議会はいつも開いているのではなく、定期的に行われる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあり、決められた一定の活動期間の中で、議案などを本会議や委員会を開いて審議します。

鈴鹿市議会の場合、定例会は年4回(おおむね3月、6月、9月、12月)開会されます。

議会の進行順序(定例会)

定例会における会議の進め方の概略は、次のとおりです。



本会議

本会議は、全議員によって構成され、議案や請願などを審議し、議会としての最終意思決定を行います。このほか議員から市長に対し、市政全般にわたって一般質問を行います。さらに、通常3月定例会では、一般質問のほかに各会派の代表が、市長の新年度施政方針に対して代表質問を行います。本会議は原則として議員定数の半数以上の出席が必要で、議会としての意思は原則として出席議員の過半数で決定します。また、本会議は公開が原則で、傍聴ができます。

委員会

議案等は最終的には本会議で決められますが、会議で審議する内容は広範囲多岐にわたり、しかも行政が専門化、技術化し複雑なことから、本会議で詳しく審議することには無理があります。そのため、専門的、効率的に審査するための少人数の議員で構成する委員会が設けられています。

委員会には常任委員会と特別委員会及び議会運営委員会があり、原則として傍聴ができます。

●常任委員会

鈴鹿市議会には、総務、文教環境、生活福祉、産業建設、予算決算の5つの委員会があり、議長を除く各議員が分かれて委員会に所属しています。委員の任期は1年です。

委員会の活動は、議会が開会されているときに行われることが原則ですが、閉会中においても必要に応じて委員会を開き活動することがあります。

※予算決算委員会は、議長・副議長・監査委員を除く29人で構成しているため、原則として4つの分科会（総務、文教環境、生活福祉、産業建設）を設置し審査しています。

●特別委員会

通常、議案は常任委員会において審査しますが、特定の問題や、議会で特に必要と認めたときに設けられ、調査や審査が行われ、終了すれば消滅します。

●議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会日程や、議案等の取り扱い等議会運営の様々な問題について協議します。委員の任期は1年です。



全員協議会

本会議や委員会など、原則として会期中に開かれる会議とは別に、市政の課題、議会の運営等に関し協議又は調整を行う会議として、議員全員で構成する全員協議会を設けています。

全員協議会は原則として月に一度、15日前後に開催していますが、定例会の開催される月は閉会日に開催しています。全員協議会は原則として傍聴ができます。



各派代表者会議

全員協議会・議員懇談会・市政の課題・議員関係の各種行事に関する事等について、各会派及び諸派間の協議又は調整を行う場として各派代表者会議を設けており、議長・副議長・各会派（諸派）の代表者により構成されています。各派代表者会議は原則として傍聴ができます。

広報広聴会議

議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法について協議又は調整を行う場として広報広聴会議を設けており、議長・副議長・各会派（諸派）の代表者により構成されています。広報広聴会議は原則として傍聴ができます。

議員

議員は、4年ごとの選挙により市民の選挙によって選ばれます。議員の定数は、地方自治法の規定により条例で定めるとされており、鈴鹿市は条例で32人と定められています。

なお、平成23年の地方自治法の改正により、地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定は撤廃されました。

請願と陳情

市民のみなさんの市政などに対するご意見やご要望を行政に反映させるため、市議会に請願や陳情を提出することができます。

(地方自治法第124条に基づき、紹介議員のあるものを請願、紹介議員のないものを陳情として区別しています。また要望やお願いと表現されたものも陳情として取り扱われます。)

請願(陳情)書には、請願(陳情)の趣旨、提出年月日、請願(陳情)者の住所、氏名(法人や任意の団体は、その所在地、名称及び代表者名)を記して押印し、議長あてに提出してください。

※なお、請願書については、2人以内の紹介議員の署名が必要です。(陳情書の場合は、紹介議員は必要ありません。)

請願と陳情は、その取り扱い方法が異なります。

請願は、本会議(委員会に付託して審査)で審議を行います。

陳情は、全議員にその内容が報告されます。

※詳しいことについては、議会事務局(Tel 382-7600)へお問い合わせください。

請願(陳情)の書式例	
表紙	本文
<p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>〇〇〇〇に関する請願書(陳情書)</p> <p>鈴鹿市議会議長</p> <p>請願者(陳情者) 住所 氏名 印</p> <p>紹介議員 〇〇〇〇〇 (署名又は記名押印)</p> <p>[陳情書の場合は紹介議員は必要ありません]</p>	<p>請願(陳情)の趣旨</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
	(用紙 A4 縦)

鈴鹿市議会 用語の解説

用語名	解説
議長	議長は、議会活動の主宰者であり、議会の代表者です。本会議で、議員の中から選挙します。
本会議	全議員で構成する議会の会議のことです。本会議は、その運営を議長が主宰し、議場で開きます。
常任委員会	議会の内部機関で、付託を受けた議案などの審査や市の事務に関する調査をそれぞれ分担して詳細に行います。条例で、総務、文教環境、生活福祉、産業建設、予算決算の5つの常任委員会を設置しています。
予算決算委員会	予算、決算に関する審査・調査を行うため設置した常任委員会です。委員は議長・副議長・監査委員を除く全議員で構成しています。
特別委員会	常任委員会のほかに、特定の事件を審査調査するために設置する委員会です。議決により設置され、平成25年度は、議会改革・防災安全特別委員会の2つが設置されていました。
議会運営委員会	多数の議員で構成される議会を円滑、効率的に運営するため、条例で設置する委員会です。会期、議事日程、議案等の取扱い、質問の取扱いなどの議会の運営や会議規則、委員会条例等に関する事項などを協議、調査、審査します。
全員協議会	市政の課題、議会の運営等に関し全議員で協議又は調整を行うため、会期の内外を問わず開催するもので会議規則に規定しています。
各派代表者会議	議会活動、運営等の基本的事項、全員協議会の事項等に関し、各会派及び諸派間の協議又は調整を行うため、会期の内外を問わず開催するもので会議規則に規定しています。
広報広聴会議	議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握し、その効果的な手法について協議又は調整を行うため、会期の内外を問わず開催するもので会議規則に規定しています。
予算決算委員会の分科会	予算決算委員会が付託を受けた議案等を分担して詳細審査するため、予算決算委員会に4つの分科会を設置しています。4つの分科会の構成、所管は、行政組織別の常任委員会と同じで、総務、文教環境、生活福祉、産業建設の分科会としています。
議会報告会	鈴鹿市議会基本条例、第6条「議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。」という条文を受け、これを具体化するために実施する報告会です。

用語名	解説
定例会	定期的に開催する議会で、毎年の招集回数は条例で定められています。鈴鹿市議会では年4回、3月、6月、9月、12月に開くこととしています。
臨時会	定例会以外に必要なとき、特定の事件に限り審議するために招集される議会です。
議会の招集	議会を開くために、議員に参集することを求める行為で、市長の権限となっていますが、議長又は議員から市長に対して、議会の招集を請求をすることができます。
付議	案件（事件）を議会の審議に付すことです。臨時会の場合は、あらかじめ市長が付議すべき事件を告示することが必要です。
開会	市長の議会招集に応じて、定例会や臨時会の議会を開くこと。「ただいまから、平成〇年〇月定例会（臨時会）を開会いたします」と議長が本会議で宣告します。議会を閉じることは閉会といいます。
定足数	議会の会議において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席議員の数のことで、本会議では、議員の定数の半数以上、委員会では委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
会期	議会が会議を行う期間のことで、開会日から閉会日までをいいます。会期の決定は、開会の後、「本日から〇月〇日までの〇日間」と、本会議で議決します。
休会	会期中、1日単位で本会議の活動を休止することです。休日のほか委員会開催など、議事の都合その他必要があるときは、議決によって休会とすることができます。
議案の提出	議案を議会に提出する権利は、原則として市長と議員（委員会）双方にあります。例外として、予算案など市長に専属するものと、委員会の設置など議員に専属するものがあります。また、議員が議案を提出する場合は、鈴鹿市議会で3名以上の賛成者が必要です。
議案	議会の議決を経るために、市長、議員、委員会等が議長に提出する案件のことです。条例案、予算案、決算認定議案をはじめ、契約締結議案、人事同意議案、専決処分承認議案などがあります。また、広い意味では、意見書案、決議案などを含む場合もあります。
追加議案	議案は通例、開会日に提出、上程されますが、その後、会期中に追加して提出、上程される議案のことです。

用語名	解説
発議	議会において、議事の対象となるべき問題を提出することを言います。議案の場合は提案ともいいます。動議の提出も含まれます。
議題	会議の対象となる案件のことですが、実際の運用では、議決の対象となるもの（議案）に限らず、選挙、委員長報告なども含めて、議題と呼んでいます。議長は、「・・・の件を議題といたします」と宣告します。
上程	本会議で議題として取り扱うことを「上程」といいます。議題とするためには、議事日程に従って、議長が当該案件を議題とする旨宣告することが必要です。
審議	本会議では、付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するという一連の流れを「審議」といいます。
議事日程	本会議の日ごとに、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載したその日の会議の進行表のことです。議長が作成し議員に配付します。
休憩	会議をその途中で一定時間中断することをいい、議長は、休息、食事、委員会の開催、議事の準備などのために、適宜休憩を宣告することができます。
提案説明	上程議案を審議するにあたり、まず、本会議で、提出者から提出の理由やその内容について説明を聞き、質疑を行うことを原則としています。市長提出の議案は市長が、議員提出の議案は提出議員が説明を行います。
質疑	質疑は現に議題となっている議案等に関し疑問点を質すことで、市の一般事務に関する質問とは区別されます。
答弁	本会議、委員会などで、議員（委員）の質疑、質問に対して市長や関係する部局長などが答えることです。
付託	本会議での質疑が終了した後、さらに詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に審査を託すことです。
審査	委員会において、付託を受けた議案、請願等について質疑、討論をして結論を出す一連の過程をいいます。
討論	採決の前に、議員はその案件に対して、賛成か反対かの自己の意見を表明することができます。自己の意見に反対の議員や賛否の意思を決めかねている議員に対し、自己の意見を述べ、賛同するよう求めるものです。
採決	議長や委員長が本会議や委員会で議員の賛否の意思表示を求めることをいいます。本会議の場合は、原則として起立採決によりますが、起立させずに異議の有無を確認する簡易採決のほか、無記名投票や記名投票による採決があります。

用語名	解説
表決	本会議で議会の意思を決定するため、議長の要求に応じて、出席議員が賛成又は反対の意思を表明することをいいます。「採決」は議長が表決をとる行為のことです。委員会の場合は、委員会の意思を決定するため、委員長の要求に応じて、出席委員が賛成又は反対の意思を表明することをいいます。
全会一致	本会議や委員会の採決において、出席議員（委員）全員の意思が一致することです。委員長報告の際に、「全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました」などと用いられます。
採択・不採択	議決のうち、請願について、これを肯定する議会の意思決定を採択、否定する意思決定を不採択とといいます。
議決	表決（採決）の結果、得られた議会の意思決定のことです。
散会	その日の議事日程に記載された事件のすべてを議了し、その日の会議を閉めることです。議長が「本日は、これをもって散会いたします」と宣告します。
閉会	定例会や臨時会の議事を閉めることです。付議された事件がすべて議了したあと、「これをもって、平成〇年〇月定例会（臨時会）を閉会いたします」と議長が本会議で宣告します。
閉会中の継続審査・調査	会議に付された案件を会期中に議了できず、閉会中当該事件を付託された委員会が継続して審査・調査を行うことです。これには議決が必要です。
一般質問	定例会に提出された議案とは直接関係せず、市の一般事務に関し、全般的な内容で、議員から市長等の執行部に対して質問するものです。
代表質問	市長の施政方針に対し会派の代表が、通例、3月の定例会中に行っています。なお、市長選挙実施直後の6月の定例会中にも行うことがあります。
請願	請願権は憲法で保障された国民の基本的権利で、国民が国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べることをいいます。鈴鹿市議会に請願する場合は、1～2名の議員の紹介により要件を備えた請願書の提出が必要です。議会の審議で採択か不採択かを議決します。
陳情	陳情は、市民のみなさんの市政などに対するご意見やご要望を行政に反映させるため、市又は市議会に提出することができます。陳情は請願とは異なり、議員の紹介を必要としません。議会に提出された陳情は写しが全議員に配られ、関係する常任委員会で調査します。
決議	機関としての議会が行う意思決定です。その多くは、政治・行政に関わる課題に対する議会の意思の表明です。

用語名	解説
意見書	議会は、市の公益に関することについて、国会や国の関係省庁、県などに対し、議会としての意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。意見書の案は、議員又は委員会が提出し、本会議でその可否を決めます。
人事案件	市長が、副市長や監査委員等を選任又は任命するにあたり、議会の同意を得るために提出する人事同意議案をいいます。
専決処分	議会が議決をしなければならない事項を、市長が議会に代わって意思決定をすることです。時間的に議会の招集を待てない緊急の場合などに、市長が専決処分できることとなっていますが、専決処分の後に、議会に報告をし承認を求める議案の提出が必要です。このほか、一定額以下の自動車事故による損害賠償額の決定など軽易な事項で、あらかじめ議決によって特に指定したものは、すべて専決処分ができますが、その後議会への報告が必要です。
議場	本会議場のことです。議長席、議席、演壇、議員待機席、事務局長席、執行部席、事務局職員席がその範囲で、傍聴席は含みません。
議席	本会議で議員が着席する場所を指します。議席には、番号と氏名標を付けています。
傍聴席	本会議における一般席の定員は49人、車いす席4人。委員会における一般席の定員は10人です。
会議規則	本会議の運営に関する一般的な手続、内部規律等を定めた規則です。本会議・委員会の議事手続、議会で行う選挙、請願・陳情の扱い、議員の辞職、規律等を定めています。
会派	議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で結成したグループのことを「会派」といいます。
参考人	委員会がその調査又は審査のため必要があると認めるときに出席を求め、これに応じて委員会で意見を述べる者のことをいいます。
執行機関	議決機関としての議会に対して、市の事務を行う市長をはじめとする各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）をいいます。

常任委員会の所管する内容について

常任委員会

議案等は最終的には本会議で決められますが、会議で審議する内容は広範囲多岐にわたり、しかも行政が専門化、技術化し複雑なことから、本会議で詳しく審議することには無理があります。そのため、専門的、効率的に審査するための少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

常任委員会の活動は、議会が開会されているときに行われることが原則ですが、閉会中においても必要に応じて委員会を開き活動することがあります。

また、その活動は、議案等の審査だけにとどまらず、それぞれの委員会に所管する事項を調査研究し、調査した結果をまとめ、市長に対して議会からの提言等を行っています。

委員会名	定数	所管する市の部局	主な内容
総務委員会	8名	防災危機管理課・企画財務部・総務部・会計課・消防本部・選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	災害対策・市の基本計画・財政・広報・税金・人事・契約・庁舎管理・消防・選挙・監査等に関する議案等を審査し、又は調査する。
文教環境委員会	8名	教育委員会、文化振興部及び環境部の所管に属する事項	学校・幼稚園・文化・スポーツ・公民館・環境・廃棄物等に関する議案を審査し、又は調査する。
生活福祉委員会	8名	生活安全部及び保健福祉部の所管に属する事項	地域・男女共同参画・人権・福祉・保育・子ども家庭支援・年金・健康づくり等に関する議案を審査し、又は調査する。
産業建設委員会	7名	産業振興部、土木部、都市整備部、水道局及び農業委員会の所管に属する事項	産業・観光・農林・道路・河川・都市計画・公園・市営住宅・上下水道・農業委員会等に関する議案を審査し、又は調査する。
予算決算委員会	29名	予算及び決算に関する事項	市の予算及び決算に関する議案を審査し、又は調査する。

鈴鹿市議会基本条例

鈴鹿市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会と市民の関係（第4条―第7条）

第4章 議会と執行機関との関係（第8条―第10条）

第5章 議会の組織及び会議の運営（第11条―第22条）

第6章 議員の政治倫理及び報酬（第23条・第24条）

第7章 政務活動費及び議員研修（第25条・第26条）

第8章 最高規範性及び見直し手続（第27条・第28条）

附則

鈴鹿市議会（以下「議会」という。）は、鈴鹿市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、二元代表制のもと、同じく市民から選ばれた鈴鹿市長（以下「市長」という。）と、それぞれの特性を活かしながら、市民の負託に応える責務を負っている。

また、地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、議会は市政の議事機関として、団体意思の決定機能及び執行機関の監視・評価機能を発揮するため、市政の課題を明らかにしながら議員間での自由闊達な議論かったつを通して、政策を決定していくことが求められている。

このようなことから、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定を遵守するとともに、議会及び議員の活動原則等を定めて、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展を実現するためこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定める

とともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにすることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、団体意思の決定機関として、及び市長等の監視・評価機関として、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 市民参加の機会の拡充等により、市民の意見を把握し、市政に反映できるように努めること。
- (3) 複数の代表で構成された合議制の機関として議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策決定の責務を果たすこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をしなければならない。

- (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民全体の福祉の向上を図るため、議会の合意形成に努めること。
- (2) 市民の意見を適確に把握し、自己の意思形成に反映させ、議会活動について市民に対して説明するよう努めること。
- (3) 調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めること。

第3章 議会と市民の関係

（情報共有）

第4条 議会は、議会の活動に関し、その意思形成過程が明らかとなるよう、市民に対し情報を公開し、市民との情報共有に努めるものとする。

（会議の公開）

第5条 議会は、本会議（法第102条に規定する定例会及び臨時会をいう。以下同じ。）の公開のほか、すべての会議を原則公開とする。

（報告会等）

第6条 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

（市民意見の反映）

第7条 議会は、議会活動に関し、さまざまな手法により聴取した市民の意見を反映できるよう努めるものとする。

第4章 議会と執行機関の関係

(質問)

第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては、議長の、委員会（法第109条に規定する常任委員会（以下「常任委員会」という。）、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）にあっては、委員長の許可を得て反問することができる。

3 議員は、本会議の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。

(政策提案の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項等の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における位置付け又は政策等の提案の根拠
- (3) 関係する法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

(予算及び決算における政策説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明を求めるものとする。

第5章 議会の組織・会議の運営

(議員定数)

第11条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮して、定めるものとする。

2 議員の定数の変更に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

(会派)

第12条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

(議会運営と合意形成)

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の討議を尽くすよう民主的かつ効率的に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案、請願等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、その結果を討議に反映させるよう努めるものとする。

(委員会の活動)

第15条 委員会は、審査、調査等に当たり、資料等を積極的に市民に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 常任委員会は、所管事務調査を積極的に行い、市長等の行政運営に関する監視・評価及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

(公聴会等)

第16条 委員会は、法第109条第5項において準用する法第115条の2第1項に規定する公聴会の制度及び同条第2項に規定する参考人の制度を活用して、市民及び有識者の専門的又は政策的識見を討議に反映させるよう努めるものとする。

(請願趣旨の聴取)

第17条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

(議会広報広聴の充実)

第18条 議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。

(政策の立案及び提言)

第19条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

(調査機関の設置)

第20条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置しその充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第6章 議員の政治倫理及び報酬

(政治倫理)

第23条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、議員倫理の意識の向上及び確立に努めるものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬(法第203条第1項に規定する議員報酬をいう。)の見直しを提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら、委員会又は議員が提案するものとする。

第7章 政務活動費及び議員研修

(政務活動費)

第25条 議員は、調査研究その他の活動に資するため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び議員は、条例に規定する使途基準に従い政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議員研修の充実)

第26条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第28条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。